

第 I 章 総 則

1 総則

1.1 目的

給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）は、「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例」（以下「給水条例」という。）第7条に基づいて施行する給水装置工事について、給水装置の構造及び材質が適正な基準に適合することが確保されるとともに、設計から施工までの必要事項を定め、適正で合理的な実施を図ることを目的とする。

1.2 用語の定義

- 1 「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。
- 2 「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいうが、給水人口 100 人以下のものは除かれる。
- 3 「水道事業者」とは、国の認可を受けて水道事業を経営する者をいう。
- 4 「簡易水道事業」とは、給水人口が 5 千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 5 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100 人を超えるものにその居住に必要な水を供給するもの又は水道施設の 1 日最大給水量が 20m³ を超えるものをいう。
- 6 「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、受水槽の有効容量の合計が 10m³ を超えるものをいう。
- 7 「水道施設」とは、水道のために設けられる取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の施設であって、水道事業者の管理に属するものをいう。
- 8 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 9 「配水管」とは、配水池等を起点として、配水するために布設した管をいう。
「広島県水道広域連合企業団（竹原事務所）」（以下「企業団」という。）においては、企業団が布設した管を配水管という。
- 10 「給水管」とは、配水管又は他の給水管から分岐し、宅地や家屋内に引き込まれる管をいう。
- 11 「給水用具」とは、給水管に容易に取り外しができない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓（蛇口）、ボールタップ、湯沸かし器、ウォータークーラ等の給水器具をいう。

- 1 2 「専用給水装置」とは、給水装置のうち1世帯又は1事業所の専用に給水するものをいう。
- 1 3 「共用給水装置」とは、給水装置のうち1個の給水栓から2戸以上に給水するものをいう。
- 1 4 「私設消火栓」とは、給水装置のうち消防用に給水するものをいう。
- 1 5 「臨時給水」とは、工事その他の事由により、一時的に使用するための給水をいう。
- 1 6 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去工事をいう。
- 1 7 「給水装置工事主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者国家試験に合格し、交付申請により厚生労働大臣より給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者をいう。
- 1 8 「供給規程」とは、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるものをいう。

1.3 関係法令等の遵守

給水装置工事の施行に当たっては、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令、給水条例等の関係法令を遵守しなければならない。

1.4 給水装置工事の申込み

給水装置工事（厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）を行おうとする者は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りではない（給水条例第5条）

1.5 給水装置の基本事項

1 給水装置工事の費用負担

給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事を行う者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたときは、企業長の負担とすることができる。（給水条例第6条）

2 給水装置工事の施行

給水装置工事は、企業長が水道法（以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。ただし、企業長がやむを得ないと認める事由がある場合は、企業長が施行することができる。（給水条例第7条）

3 構造及び材質

(1) 給水装置の新設又は改造をする者及び当該工事を施行する者は、法施行令（以下

「政令」という。) 第6条に定める基準に適合させなければならない。

(2) 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び当該工事を施行する者は、政令に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

4 給水管及び給水用具の指定

(1) 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。(給水条例第8条第2項)

(2) 企業長は、指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。(給水条例第8条第3項)

1.6 給水装置工事の種別

1 給水装置の種類

給水条例第4条により、給水装置としては、「専用給水装置」及び「共用給水装置」と消防用に使用する「私設消火栓」の3種類を規定している。

2 給水装置工事の種別

企業団における給水装置工事申込みについては、次の種別による。

(1) 新設工事

給水装置を新しく設ける工事

(2) 増設工事

給水栓数を増加する工事

(3) 改造工事

給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事

(4) 撤去工事

給水装置を撤去し、給水を停止する工事

(5) 移転工事

家屋移転等に伴い、既設の給水装置を移転する工事

(6) 修繕工事

上記以外の軽易な工事

1.7 指定給水装置工事事業者制度

指定給水装置工事事業者制度(以下「指定事業者制度」という。)は、水道需要者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定する制度である。

平成 8 年の水道法の改正により、従前の給水区域内に店舗を構えることや当該水道事業者の行う試験等に合格した責任技術者及び配管技能者を配置するなどを条件とした、「指定工事店制度」から指定の基準を全国統一とし、給水区域内の所在を要件としないなどの規制が緩和された、新たな指定事業者制度が設けられた。

また、これまでの指定事業者制度は、新規指定のみで指定の有効期限の定めがないことから、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生していることで、平成 30 年の水道法改正において、指定事業者制度の改善を目的として指定の更新制を導入することになった。

改正法では、指定事業者の指定の効力は 5 年とされ、有効期間内に更新を受けない場合は、その効力を失う。

1.8 指定給水装置工事事業者の遵守事項

指定事業者は、法第 25 条の 3 で定める「指定の基準」により水道事業者が指定する者であり、給水装置工事主任技術者を配置し、その選任及び解任や指定事項の変更、事業の廃止・休止・再開など一定の手続きにより水道事業者に届出しなくてはならないことが水道法で規定されている。

また、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならないことが、法第 25 条の 8 に基づき同法施行規則第 36 条に規定されている。

なお、上記法令に違反等した場合、水道事業者は、指定事業者の指定を取消すことができる」と法第 25 条の 11 に規定されている。

(事業の運営基準)

水道法施行規則第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く）ごとに、法第 25 条の 4 第 1 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること
- 六 施行した給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第 1 号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果

1.9 給水装置工事主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者は、指定事業者制度の施行にあわせ創設された国家資格であり、給水装置が構造及び材質の基準に適合する工事を確実に施行するため、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事の過程について、技術上の総括・管理を行うとともに、給水装置工事に従事する者の指導監督を行う。

また、給水装置工事の技術上の総括者として必要な技術水準を確保するため、法第 25 条の 4 及び同法施行規則第 23 条によって、給水装置主任技術者の職務が定められ、適正な施行を確保するための責任と地位が付与されている。

(給水装置工事主任技術者)

水道法第 25 条の 4

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第 3 項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅延なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - 一 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 四 その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者の職務)

水道法施行規則第 23 条

法第 25 条の 4 第 3 項第 4 号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第 36 条第 1 項第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡